

庄内町告示第53号

令和7年度庄内町農業士会補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月18日

庄内町長 富 樫 透

令和7年度庄内町農業士会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自ら先進的な農業経営を実践し、地域農業の振興等に意欲的に貢献する取組を支援するため、山形県知事の認定を受けた町内に居住する指導農業士及び青年農業士が組織する庄内町農業士会（次条及び第6条において「農業士会」という。）に対し予算の範囲内で、令和7年度庄内町農業士会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる経費は、農業士会が実施する先進的な農業技術等に係る情報収集活動等に要する次に掲げるものとする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 研修費、負担金及び事務費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、5万3,000円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）

(概算払)

第6条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた農業士会は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、令和7年度庄内町農業士会補助金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目 的	
2 事業内容	
3 事業費等	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収 支 予 算 （ 精 算 ） 書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和7年度庄内町農業士会補助金概算払請求書

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
団体名
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和7年度庄内町農業士会補助金について、令和7年度庄内町農業士会補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振込先

金融機関名		店名	
種目	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
フリガナ			
口座名義			